【訪問看護・医療保険に基づく利用料金表】

利用料金（1回につき）

項目		料金	1割	2割	3割
基本療養費Ⅰ （看護師等：週3日まで）		5,550円	560円	1,110円	1,670円
基本療養費Ⅰ （看護師等：週4日以降）		6,550円	670円	1,310円	1,970円
悪性腫瘍の利用者に対する緩和又は褥瘡ケアに係る専門的な 研修を受けた看護師による場合		12,850円			
基本療養費Ⅱ （同一建物居住者で同一日に2人訪問した場合）	看護師等：週3日まで	5,550円	560円	1,110円	1,670円
	看護師等：週4日目以降	6,550円	670円	1,310円	1,970円
基本療養費Ⅱ （同一建物居住者で同一日に３人訪問した場合）	看護師等：週3日まで	2,780円	280円	560円	830円
	看護師等：週4日目以降	3,280円	330円	660円	980円
基本療養費Ⅲ		8,500円	ご利用者が入院中であり、在宅療養に備えて一時的に外泊をしている者に対し、その者の主治医から交付を受けた訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、訪問看護行った場合に算定する料金です。		

注）1.看護師とは、保健師、助産師又は看護師を指します。

2. 基本療養費Ⅰ・Ⅱともに、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問の場合は週4日以降も週3日までの料金が適用されます

機能強化型訪問看護管理療養費１	月の初日の場合	12,830円	指定訪問看護を行うにつき安全な提供体制が整備されている訪問看護ステーションであって、利用者に対して訪問看護基本療養費及び精神科訪問看護基本療養費を算定すべき指定訪問看護を行なっているものが、当該利用者に係る訪問看護計画書及び訪問看護報告書並びに精神科訪問看護計画書及び精神科訪問看護報告書を当該利用者の主治医に対して提出するとともに、当該利用者に係る指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を継続して行った場合に、訪問の都度算定する。
機能強化型訪問看護管理療養費２		9,800円	
機能強化型訪問看護管理療養費３		8,470円	
h訪問看護管理療養費		7,440円	
機能強化型訪問看護管理療養費１	月の2日以降	3,000円	
機能強化型訪問看護管理療養費２			
機能強化型訪問看護管理療養費３			

【各種加算】

項目		利用料金	1割	2割	3割
1. 難病等複数回訪問加算	1日2回　※	4,500円	450円	900円	1,350円
2. 難病等複数回訪問加算	1日３回以降　※	8,000円	800円	1,600円	2,400円
3. 24時間対応体制加算		6,400円	640円	1,280円	1,920円
4. 緊急訪問看護加算	1日につき	2,650円	270円	530円	800円
5. 訪問看護ターミナルケア療養費１		25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
6. 訪問看護ターミナルケア療養費２		10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
7. 特別管理加算		2,500円	250円	500円	750円
8. 特別管理加算	重症度の高い利用者	5,000円	500円	1,000円	1,500円
9. 訪問看護情報提供療養費１	1か月につき	1,500円	150円	300円	450円
10. 訪問看護情報提供療養費２		1,500円	150円	300円	450円
11. 訪問看護情報提供療養費３		1,500円	150円	300円	450円
12. 在宅患者緊急時等カンファレンス加算		2,000円	200円	400円	600円
13. 長時間訪問看護加算		5,200円	520円	1040 円	1,560円
14. 退院時共同指導加算		8,000円	800円	1,600円	2,400円
15. 退院時支援指導加算		6,000円	600円	1,200円	1,800円
15. 退院時支援指導加算	90分を超える指導	8,400円	840円	1,680円	2,520円
16. 在宅患者連携指導加算		3,000円	300円	600円	900円
17. 乳幼児加算	1日につき	1,500円	150円	300円	450円
18. 看護・介護職員連携強化加算	週1日　※	2,500円	250円	500円	750円

19. 複数名訪問看護加算/看護師等	週1日　※	4,500円	450円	900円	1,350円
20. 複数名訪問看護加算/准看護師等		3,800円	380円	760円	1,140円
21. 複数名訪問看護加算/看護師等または看護補助者	週3日　※	3,000円	300円	600円	900円
22. 複数名訪問看護加算/看護師等または看護補助者	1日複数回	1日1回：3,000円	300円	700円	900円
		1日2回：6,000円	600円	1,200円	1,800円
		1日3回以上：10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
23. 夜間・早朝訪問看護加算		2,100円	210円	420円	630円
24.　深夜訪問看護加算		4,200円	420円	840円	1,260円
25. 特別管理指導加算		2,000円	200円	400円	600円

※いずれも同一建物内1名の場合の料金です。同一建物2人以上の料金については、別途ご案内いたします

【同一建物内　料金表】

自己負担額については保険証をご確認ください

加算名	種別	同一建物内 １人	同一建物内 ２人	同一建物内 ３人以上
難病等複数回数訪問加算	1日に2回	4,500円	4,500円	4,000円
	1日に3回以上	8,000円	8,000円	7,200円
複数名訪問看護加算	看護師等（注１）	4,500円	4,500円	4,000円
	その他職員（注2）	3,000円	3,000円	2,700円
	その他職員（注2）1日1回 （別表7.8、特指示）	3,000円	3,000円	2,700円
	その他職員（注2）1日2回 （別表7.8、特指示）	6,000円	6,000円	5,400円
	その他職員（注2）1日３回以上 （別表7.8、特指示）	10,000円	10,000円	9,000円

注1）看護師等＝保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士

注2）その他職員＝看護補助者又は保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士

【交通費】

通常の事業の実施地域（茨木市、摂津市）を超える場合の交通費は、以下の額となります。

事業所から片道5km未満	**200円**
事業所から片道5km以上10km未満	**300円**
事業所から片道10km以上15km未満	**400円**
事業所から片道15km以上20km未満	**500円**

※事業所から片道20km以上の場合は1km増す毎に50円追加になります。

【キャンセル料について】

ご契約者様の都合により、利用前日の16時までに連絡がない場合は、基本料金をキャンセル料として請求させて頂きます。

但し、ご契約者の急変、急な入院等やむを得ない事由がある場合は請求いたしません。

【訪問看護・予防訪問看護利用料金表】

訪問看護の利用料金は、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日区制労働省告示第19号）に準拠した金額となります。

【訪問看護・予防訪問看護】__利用料金（1回につき）

1単位＝10.70円（5級地）

	保健師・看護師が訪問した場合								理学療法士等が訪問した場合					
所要時間	20分未満		30分未満		60分未満		90分未満		20分		40分		60分	
	訪問看護	介護予防	訪問看護	介護予防	訪問看護	介護予防	訪問看護	介護予防	訪問看護	介護予防	訪問看護	介護予防	訪問看護	介護予防
通常	3,349円	3,231円	5,029円	4,815円	8,784円	8,474円	12,037円	11,630円	3,135円	3,028円	6,270円	6,056円	8,474円	4,558円
1割負担	334円	323円	502円	481円	878円	847円	1,203円	1,163円	313円	302円	627円	605円	847円	455円
2割負担	669円	646円	1,005円	963円	1,756円	1,694円	2,407円	2,326円	627円	605円	1,254円	1,211円	1,694円	911円
3割負担	1,004円	969円	1,508円	1,444円	2,635円	2,542円	3,611円	3,489円	940円	908円	1,881円	1,816円	2,542円	1,367円
単位数	313単位	302単位	470単位	450単位	821単位	792単位	1125単位	1087単位	293単位	283単位	586単位	566単位	792単位	426単位

※なお、理学療法士等が利用開始の属する月から12か月越えの利用者に指定介護予防訪問看護を行った場合は、1回につき5単位が減算されます。

【交通費】

通常の事業の実施地域（茨木市、摂津市）を超える場合の交通費は、以下の額となります。

事業所から片道5km未満	200円
事業所から片道5km以上10km未満	300円
事業所から片道10km以上15km未満	400円
事業所から片道15km以上20km未満	500円

＊事業所から片道20km以上の場合は、1km増す毎に50円追加

【加算・減算項目】　　自己負担額については保険証をご確認ください

（予防）緊急訪問看護加算	6,141円	厚生労働大臣が定める下記の基準に適合し、都道府県知事等に届け出をした場合に、その基準で規定されている区分に従い、上記の料金に加算されるものです。 ◇「ご利用者又はそのご家族に対して24時間の連絡体制を取り、ご利用者の同意を頂いた上で、計画外の緊急時訪問を必要に応じて行う体制をとっている」
単位数	574単位	
（予防）特別管理加算Ⅰ	5,350円	厚生労働大臣が定める下記の基準に適合し、都道府県知事等に届け出をした場合に、その基準で規定されている区分に従い、上記の料金に加算されるものです。 ◇以下に該当する状態にあるご利用者に対して計画的な管理を行った場合Ⅰを算定する場合、在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態。Ⅱを算定する場合①在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態。 ②人工肛門又は人口膀胱を設置している状態 ③真皮を超える褥瘡の状態 ④点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態
単位数	500単位	
（予防）特別管理加算Ⅱ	2,675円	
単位数	250単位	
（予防）初回加算	3,210円	新規に訪問看護計画を作成したご利用者に対して、初回若しくは初回サービスを行った日の属する月にサービスを行った場合において、初回加算を算定するものです
単位数	300単位	
早朝・夜間加算	通常料金×125%	6：00～8：00　18：00～22：00
深夜加算	通常料金×150%	22：00～明朝6：00
（予防）長時間加算	3,210円	特別管理加算対象者で90分以上を超えて訪問看護を実施する場合
単位数	300単位	

訪問看護体制強化加算（Ⅰ）	5,850円	看護体制加算の算定要件を満たし、高度な医療を望むご利用者に対する訪問看護体制を整え、提供した場合に、上記の料金に加算されるものです。 ◇以下に該当する場合において、訪問看護体制強化加算を算定することができます。 ①算定日が属する月の前6か月において実ご利用者数の総数のうち、特別管理加算を算定した実ご利用患者数の割合が50％以上であること ②算定日が属する月の前6か月において実ご利用者数の総数のうち、特別管理加算を算定した実ご利用患者数の割合が２0％以上であること ③（Ⅰ）算定日が属する月の前１２か月において５名以上のターミナルケア加算を算定すること （Ⅱ）算定日が属する月の前１２か月において1名以上のターミナルケア加算を算定すること ④地域の医療機関（訪問看護事業所）と訪問看護ステーション間で連携し、相互研修や実習生の受け入れ等を行い、能力向上や人員確保に貢献する取り組みを推進すること ⑤訪問看護の提供にあたる従業員の総数に占める看護職員の割合が6割以上
単位数	550単位	
訪問看護体制強化加算（Ⅱ）	2,140円	
単位数	200単位	
（予防）訪問看護体制強化加算	1,070円	上記訪問看護体制強化加算の③を除く算定要件を見たし、高度な医療を望む利用者に対する訪問看護体制を整え、提供した場合に、上記の料金に加算されるものです。
単位数	100単位	
（予防）複数名訪問加算	2,717円	複数の看護師による訪問30分未満
単位数	254単位	
（予防）複数名訪問加算	4,301円	複数の看護師による訪問30分以上
単位数	402単位	
ターミナルケア加算	21,400円	厚生労働大臣が定める下記の基準に適合し、都道府県知事等に届け出をした場合に、その基準で規定されている区分に従い、上記の利用料金に加算するものです。 ◇以下に該当する場合において、ターミナルケア加算を算定することができます。 ①死亡日及び死亡前4日以内に2日以上のターミナルケアを実施していること。 ②主治医との連携の下に、訪問看護におけるターミナルケアに係る計画及び支援体制についてご利用者及びそのご家族等に対して説明を行い、同意を得てターミナルケアを実施していること。
単位数	2000単位	
（予防）退院時共同指導加算	6,420円	病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中又は入所中のご利用者が退院又は退所するに当たり、訪問看護事業所の訪問看護師等（准看護師を除く）が退院時共同指導を行った後に、ご利用者が退院又は退所され、サービスを行った場合に加算する者です。特別な管理を必要とするご利用者については2回算定する場合があります。
単位数	600単位	

【キャンセル料について】

ご契約者様の都合により、利用前日の16時までに連絡がない場合は、基本料金をキャンセル料として請求させて頂きます。

但し、ご契約者の急変、急な入院等やむを得ない事由がある場合は請求いたしません。